

契約条項 P-7912_221121 複合機設定支援サービス

本契約条項は、甲が「複合機設定支援サービス（ベーシック）」または「複合機設定支援サービス（アドバンス）」（以下併せて、本サービスという）を付加した場合に適用されます。

1. 本サービスのサービス仕様およびサービス提供条件等の詳細は、以下契約条項参照先の「サービス仕様等」に格納されているとおりとします。
契約条項参照先 URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku>
2. 本サービスの対象となるクライアント PC は、本サービスの対象となる複合機（以下、対象複合機という）と同一場所にあり、甲が管理する乙所定の管理台帳に記載のあるものを対象とします。
3. 甲が本サービスを乙に依頼するとき、乙の要請に応じて乙所定の作業依頼書を乙に提示するものとします。
4. 乙の技術者が本サービスを実施する時間帯は、対象複合機の契約条件にかかわらず、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
5. 対象複合機に接続するクライアント PC に対して、乙の技術員が実施する作業は、1 訪問につき 5 台までとします。
6. 甲は、対象複合機の新規設置時および設置場所変更時に伴い必要となる環境設定作業は、本サービスの提供対象外となることについて承諾するものとします。
7. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から 100km 以上離れている場所で本サービスを実施する場合、乙は、乙所定の遠距離料金等を甲に請求できるものとします。
8. 甲は、本サービスの実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い自ら当該作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
9. 契約開始または終了時において、注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合、本サービスの料金は使用日数に応じて日割計算した額とします。
10. 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに本サービスの対象となる機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
11. 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
12. 本サービスの実施において、乙所定の作業実施条件に準じていなかった場合の不具合、および完了後において甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
13. 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は本サービス料金の 12 ヶ月分を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
14. 甲および乙は、本サービスの提供に際して知り得た相手方の情報のうち当該相手方が秘密である旨を特定したものを、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
 - (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
 - (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
 - (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
15. 乙は、本サービスの全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。

以上